

春日市秘書広報課広報広聴担当 Twitter 運用ポリシー

春日市ソーシャルメディア利用ガイドラインに基づき、春日市秘書広報課が運用する Twitter ページの運用ポリシーを、次のとおり定めます。

1 アカウント（※1）情報及び運用管理者

- (1) ソーシャルメディアサービス名：Twitter（ツイッター）（※2）
- (2) アカウント名：kasuga_PR
- (3) アカウント URL：https://twitter.com/kasuga_PR
- (4) 運用管理者：経営企画部 秘書広報課 広報広聴担当

2 目的及び発信する内容

市の魅力を市民及び市外住民に伝え、市民の満足度を向上させるために、次の情報を発信します。

- (1) 取材したまちのニュース
- (2) 市内の魅力ある場所等の紹介
- (3) 市内で活躍する人や団体の紹介
- (4) 災害情報その他の市民の生命や財産に関わる事柄
- (5) 市の魅力発信に関する事業の紹介
- (6) 市のPRになり、かつ、閲覧者にとって有益な情報

3 運用時間

原則として、業務時間とします。

4 コメント等への対応

積極的に利用者とのコミュニケーションを図り、市に愛着を持ってもらうため、原則としてコメントへは返信を行います。

5 投稿時の注意点

- (1) どの職員が投稿したのかが判別できるよう、投稿の最後に必ず名前を示すサインを入れることとします。
- (2) 堅苦しい表現を避け、親しみを持つことができるような表現を使用します。また、必要に応じて顔文字等の装飾も行います。
- (3) 画像や動画を一緒に投稿し、利用者にとってより分かりやすい情報の発信に努めます。

6 決裁

投稿に際しては、投稿文及び写真について、文書にて必ず事前に秘書広報課長の決裁を受けることとします。

ただし、行事等に出席し、リアルタイムでの更新を要する際には、事前に口頭にて秘書広報課長の決裁を受けておくこととします。口頭で決裁を受けたものに関しては、開催日時や場所等の事実のみを投稿するようにします。

7 個人情報に関する取扱い

サービスを通じて春日市が提供を受けた個人情報については、春日市個人情報保護条例に基づき、適切に取り扱います。

8 その他注意事項

- (1) 本アカウントでは、他の利用者の投稿に対する「いいね! (※3)」、「リツイート (※4)」及び他の利用者の「フォロー (※5)」は原則として行いません。ただし、次のアカウントについては、秘書広報課長が必要と認める場合のみフォロー又はリツイートを行います。

ア 国及び地方公共団体

イ 春日市と関連が強く公共性の高い団体

ウ 春日市の他所管の有するアカウント

- (2) なりすまし、炎上 (※6) 等により、ツイッターの運用に何らかの理由で不都合が生じた場合は、予告なしに秘書広報課長が運用の中止を判断し、アカウントの削除を行うものとします。
- (3) その他、本運用ポリシーに定めのない事項に関しては、必要に応じて秘書

広報課長が定めるものとしします。

9 用語解説

※1 アカウント

利用するサービスにログインするための、利用者権限のことをいう。

※2 ツイッター

ツイッター社が運営するインターネット上のサービス。利用者が「ツイート」とよばれるつぶやきを140字以内で投稿し、双方向のやり取りができる。

※3 いいね!

気に入った投稿（ツイート）をお気に入り登録する機能のこと。

※4 リツイート

他人の投稿（ツイート）を自分の投稿（ツイート）として再投稿する機能のこと。

※5 フォロー

他人の投稿（ツイート）を購読する機能のこと。

※6 なりすまし

他者のふりをしてインターネット上のサービスを利用すること。

※7 炎上

投稿に対して批判又は苦情が殺到し、収拾がつかなくなる状態のこと。